

「東京都子ども基本条例」から2年、子ども施策はどこまで進んだか

東京都議会生活者ネットワーク 政務調査会 苗村洋子

ひと・まち社は2021年に子ども食堂や居場所活動などを実施している支援者に対し聞き取り調査を行い「子どもの自立と支援に関する調査報告書」をまとめました。その中で多岐に渡る困難事例に対し心を砕いて支援している人々の姿があり、子どもを持つ親への支援はもとより、緊急預かりや日常生活を送れるよう、子どもへの直接支援の取り組みを確認しました。

社会全体で子どもを取り巻く環境を整えることが必要であり、東京都に子どもの権利に関する条例が制定されたことは大きな前進です。そこで、都議会生活者ネットワークの政務調査会に「東京都子ども基本条例」が制定されたその後の経過と現状について、寄稿をお願いしました。

「苦節」30年！ネットの悲願

2021年3月、都議会において「東京都子ども基本条例」が全会一致で可決成立しました。東京・生活者ネットワークは、30年前から「子どもの権利条例」を掲げ、子どもの権利保障の必要性としくみづくりを提起してきました。当時から、子育ての孤立化や早期教育に駆り立てられる親子、学校や家で息苦しさを感ずる子どもの姿を目の当たりにしていました。1994年に日本が批准した「子どもの権利条約」には、子どもを保護されるだけの対象でなく権利の主体として意見が尊重される存在であることが示され、大人との上下関係や親の所有物と捉えがち子ども観を覆すものでした。わたしたちは、自身の人権意識や子どもとの関係に向き合うとともに、子どもたちがありのままの自分を認められ、いきいきと個性豊かに育っていける社会をつくるために活動を広げてきたのです。これまでに条例制定を求める請願活動や都内各地域での学習会、都議会でも他会派を巻き込んでフォーラムを開催し、議会質問でも子どもの権利保障について継続的に取り組み、子どもオンブズや意見表明のしくみなど具体的な提案をしてきました。

議員提案の条例案は、21年第1回定例会に突然の提出でした。子どもの「権利」に対する拒否感が強い会派との調整が事前にされたようで、当該会派も提案者となり、都議選を前にしたこの時期に、微妙な会派間のバランスによって、一部修正を経て成立しました。修正協議が合意に至ったのも、時期と力関係によるものと推察されます。都議会では例を見ない出来事であり、結果として議会の政策論議のめったにない好事例とも言えます。いずれにしても生活者ネットワークとしては、まさに「苦節」30年、子どもの権利条約に則した条例が成立したのです。

条例には、子どもを権利の主体として尊重する基本理念をはじめ、子ども参加や権利擁護、子ども施策を総合的に推進する体制の整備、財政上の措置などが規定されました。ネットは、意見表明の保障と施策への反映、子どもに寄り添った相談体制、権利侵害からの救済などをかねて求めてきましたが、条例をきっかけに進めることを期待しています。

チルドレンファーストを掲げて

一方、行政側は、これに呼応するかのように、20年秋から「こども未来会議」を設置、従来の枠組みにとられない幅広い視点

で議論を行うとしました。そして、条例制定と時を同じくして出された「『未来の東京』戦略」には、「チルドレンファースト」を掲げました。こども未来会議では、海外の事例や専門家、民間支援者などさまざまな報告がな



「小学校1～3年生向けのハンドブック表紙」東京都政策企画局子供政策連携室ホームページより

され、今年3月までに8回開催しています。

条例制定は21年度予算編成終了後であったため、条例に関する施策は1年後の22年度に動き出します。「子供政策連携室」を新設し、子ども施策を総合的に推進するため、縦割りを排して施策に横串をさすとなりました。子どもに関する施策は、都庁の中でも多くの局が関わっています。出産・子育て、健康などは福祉保健局、公立学校は教育委員会、私立学校は生活文化スポーツ局、公園は建設局など。子供政策連携室は、まとめ連携を図る司令塔の役割を担い、具体的な施策は各事業局が実施するしくみになっています。

子供政策連携室がまず始めたのは、ヤングケアラーへの対応です。実際にケアを担っている子どもたちの困りごとを発見し支援につなげるためには、学校や福祉部門の連携が欠かせないため担当したものです。

子ども参加・意見表明の実現に向けて

条例に基づいて、子どもの意見を聞き施策に反映させる

必要があります。子ども参加については、少しずつ実績を増やしています。22年度には、こども記者：動画づくり(10～13歳5人)、こども編集者：こども基本条例ハンドブック制作(小学校低学年、高学年、中高生各10人)、こどもホームページ作成に関するワークショップ(小学4～6年16人)、高校生奮闘記：動画づくり(高校生3人)でした。23年度はこれまでに、こども記者：動画づくり(10～13歳5人)、こども都庁モニター(1200人)、こどもホームページ作成に関するワークショップ(小学4～6年10人)、こどもクリエイター：タレントとこども基本条例の動画づくり(20人)、ワークショップ：タレントとこども基本条例を学ぶ(30人)と、目白押しです。子どもたちの活動は、夏休みなどの長期休暇に実施しています。

子どもたちが中心になって制作したこども基本条例ハンドブックは、すでにWEB公開され、20万回再生されているとのこと。夏ごろには冊子が児童館や図書館、学校などに配付されます。また、制作にあたったこども編集者が、こども未来会議に参加し、ハンドブック編集活動と「こどもにやさしい東京」について発表しました。

条例を子ども自身が知り自分が使えると思えるようにすることは大切ですが、大人が条例を知り、子どもが権利の主体者であることを理解認識することこそがさらに重要です。4種類の年代×4か国語で作られたハンドブックを活用し、条例の趣旨を子どもに関わる大人だけでなくすべての大人に周知されることが望まれます。

今年1月、都は「こども未来アクション」を

策定、子どもの目線に立った取り組みをまとめたとしています。都としての子ども参加は始まったばかりですが、市区町村では子どもがより近い関係にあるため、地域で参加の取り組みが工夫されています。情報交換することで、参加のあり方もスキルアップが期待されます。

子どもの権利保障への道

こども基本条例で子ども参加は動き出しましたが、権利救済のしくみはまだ変わっていません。いじめや体罰、虐待は後を絶たず、貧困の広がりや安心できる居場所がなく行き場を求めてさまようなど、子どもを取り巻く状況は一向に改善されていません。子どもの権利侵害からの救済は大人社会の責任です。現在「東京都子供の権利擁護専門相談事業」として行われている相談事業は、権利救済のしくみとして、生活者ネットワークは継続的に注目してきま

した。受けた相談の解決に向けて、関係者との折衝、調整も実施しています。条例を機に、この権利擁護専門相談事業の強化を求めています。地域に権利救済機関を設置するとともに、広域自治体である都に権利擁護・権利救済のしくみが必要です。現在行っている個別救済をさらに充実し、提言・勧告機能を持つ第三者機関としての子どもコミッショナー(または子どもオンブズ)に衣替えし制度化すべきです。都は制度化するつもりはないと

していますが、今後も働きかけていきます。

条例施行から2年、取り組みは緒についたばかりです。都でも「子育て」「子育て」支援と言いだめました。主に親を対象にした子育て支援だけでなく、子どもに直接届く子育て支援は、重要性を増しています。子どもにとってかけがえのない子ども時代の「いま」を大切に、育っていく環境を子どもと一緒につくっていくことが重要です。

条例の附則には、施行後3年で検討すること、その際子どもの意見を聴くことが規定されました。子ども目線での検討を実施するよう求めています。

「大人向けハンドブック」東京都政策企画局子供政策連携室ホームページより



東京都こども基本条例

知っていますか？

こどもは社会の一員です。こどもはたくさん権利を持っています。こどもだけが持つ権利もあります。こどもの権利が大切にされ、みんなが幸せに過ごせるように東京都こども基本条例ができました。この条例は、こどもの権利条約の精神にのっとり作られています。

第11条 こどもの参加の促進
学校や地域の活動などで仲間と集まったり自由に活動できるようにします。

第10条 こどもの意見表明と施策への反映
こどものことを話し決めるとき、こどもは思ったことを言えます。大人はこどもの意見を受けとめて、しっかり向き合っていきます。

第9条 子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援
不安や悩みのあるこどもと家族を支え、必要なサポートを行います。

第8条 こどもの学び、成長への支援
こどもの学びたい気持ちを応援します。一人ひとりに合った形でこどもの力を伸ばします。

第7条 こどもの遊び場、居場所づくり
こどもが過ごしやすい遊び場や居場所を作ります。

第6条 こどもの安全安心の確保
こどもを犯罪や事故などの危険から守ります。

第5条 こどもにやさしい東京の実現
こどもの目線と考え、こどもにやさしい東京にしています。

第4条 こどもの権利
こどもの権利を守ります。

第12条 こどもの権利の広報・啓発
こどもに権利があることを大人にもこどもにも広げていきます。

第13条 こどもからの相談への対応
学校や専門機関等が協力し合いの相談にのります。

第14条 こどもの権利擁護
こどもの権利が守られていない場合には、こどもを助けられるよう、国やその他の機関等と連携して取り組みます。

条例全文はこちら

意見
参加
家庭
学び成長
居場所
安全安心
権利
やさしい東京

登録コード掲載